

創業支援資金（若者・女性等）（令和7年4月1日現在）

1. 目 的	創業者への円滑な金融を図り、もって新事業の創出を支援する。														
2. 融資対象者 (右のすべての条件を満たす必要があります。)	(1) 創業者(※1)の方 (2) 市内で事業を営もうとしている方、又は市内で事業を営んで1年に満たない方 (3) 市内に住所及び事業所のある個人の方、又は市内に事業所がある法人の方 (4) 次のいずれかに該当する方 ①若者(35歳未満)又は女性の方（申請日時点） ②2年以内に福井市内に転入した方 ③中心市街地でリノベーション（築25年以上の物件の改装等）を行う方 ④「福井市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援等事業(※2)による支援を受けた方 (5) p.13「1. 融資対象者要件（共通）②～⑤」を満たす方 ※1 創業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項に規定する者で、次に掲げるものをいう。 <table border="1"> <tr> <td>1. 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合</td><td>下記のうちどちらかに該当すること。 ・1か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。</td></tr> <tr> <td>2. 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合</td><td>下記のうちどちらかに該当すること。 ・2か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。</td></tr> <tr> <td>3. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する場合</td><td>下記のうちどちらかに該当すること。 ・当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。</td></tr> </table> ※2 特定創業支援等事業 福井市・支援機関等が連携し、創業前から創業後に至るまで、継続的に創業を支援する下記の事業をいう。 <table border="1"> <tr> <th>機関</th><th>事業</th></tr> <tr> <td>福井商工会議所</td><td>・ワンストップ相談 ・創業をテーマにしたセミナー</td></tr> <tr> <td>特定非営利活動法人アントレセンター</td><td>・創業ハンズオン支援</td></tr> <tr> <td>福井商工会（北・東・西）</td><td>・創業相談窓口 ・伴走型巡回相談</td></tr> </table>	1. 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・1か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。	2. 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・2か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。	3. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。	機関	事業	福井商工会議所	・ワンストップ相談 ・創業をテーマにしたセミナー	特定非営利活動法人アントレセンター	・創業ハンズオン支援	福井商工会（北・東・西）	・創業相談窓口 ・伴走型巡回相談
1. 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・1か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。														
2. 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・2か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。														
3. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。														
機関	事業														
福井商工会議所	・ワンストップ相談 ・創業をテーマにしたセミナー														
特定非営利活動法人アントレセンター	・創業ハンズオン支援														
福井商工会（北・東・西）	・創業相談窓口 ・伴走型巡回相談														
3. 金利及び 融資限度額	1. 40% 2,000万円以内														
4. 使途及び 融資期間	運転資金 10年以内（据置1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置1年以内を含む。） 併用資金 10年以内（据置1年以内を含む。） ※土地、建物の購入資金は対象外														
5. 信用保証	原則として保証協会の保証を付する 保証制度名：福井市創業支援資金保証制度（特別保証枠） ※責任共有制度の対象外 国の定める創業関連保証に対応した制度														
6. 補助制度	保証料補給 全額														

7. 経営アドバイス	必須 ※市経営専門指導員の経営アドバイスを受ける必要があります。
8. 必要書類	(1) 福井市中小企業者等融資申請書(様式第1号)【原本2部 写し1部】 (2) 直近の市税納税証明書(全税目)【原本1部 写し2部】 ※法人を設立した場合で、法人の納税証明書が出ないときは、経営者個人の市税納税証明書を添付ください。 (3) 法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本【原本1部 写し2部】 (4) 許認可証の写し(許認可を要する業種の場合)【2部】 (5) 直近の決算書または直近の試算表の写し【2部】 ※創業前や創業間もない場合は添付の必要はありません。 ただし、個人で創業後に融資を受けたい場合は、数か月分の試算表や事業実績のわかる書類を添付してください。 (6) 設備資金の場合は、見積り等の写し(設備の概要が分かるもの)【2部】 (7) 創業計画書(様式4号)【原本3部】(うち1部は保証協会提出用) ※様式4号に準ずる様式も可 (8) 次のいずれかの書類の写し【2部】 ・代表者の住民票抄本(「若者」「女性」「2年以内に福井市内に転入した方」に該当する場合のみ) ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの創業認定書 ・リノベーション物件の名寄帳又は評価証明書(賃貸物件の場合、賃貸契約書) (9) 経営アドバイス申込書(様式第7号)【原本2部】 ※事業所の所在地がわかる地図を添付すること。 (10) 福井市中小企業者等融資制度利用者へのアンケート【原本1部】 (11) その他、市が必要と認めるもの 《注意事項》 ・市税納税証明書と法人の登記事項証明書、住民票等は必ず原本をお持ちください。(その場で確認して返却いたします。) また、発行から3ヶ月以内のものを提出してください。

■創業支援資金Q & A

Q：創業日と判断されるのはいつか。

A：法人の場合は登記した日が創業日となり、個人の場合は開廃業等届出書に記載した開業日となります。

Q：設立して1年を経過していない法人の場合、申請時に必要な「直近の市税納税証明書」はどのようにすればよいか。

A：代表者個人の市税納税証明書を提出してください。

Q：法人の場合は、①若者(35歳未満)又は女性の条件を利用できるか。

A：代表者個人が該当すれば利用できます。代表者の住民票を提出してください。